

(平成22年5月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から44年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から44年5月まで

私は、申立期間について、生活保護法による生活扶助又はその他の援助を受けたことや障害年金を受給したことはなく、国民年金保険料の免除手続きもした記憶が無いにもかかわらず、社会保険事務所（当時）及び当時のA町（現在は、B市）における国民年金保険料の納付記録が法定免除期間とされているのは納得できない。

また、昭和41年からC納税貯蓄組合へ国民年金保険料、固定資産税、町民税及び国民健康保険税を納付していた記憶があるので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「申立期間はC納税貯蓄組合へ国民年金保険料、固定資産税、町民税及び国民健康保険税を納付していた記憶がある。」と主張しているところ、申立人が居住する地域には昭和37年1月に設立されたC納税貯蓄組合が存在し、国民年金保険料の集金・納付を取り扱っていたことが確認できる上、当該納税貯蓄組合から提出のあった昭和43年度の納税貯蓄組合の帳簿の写しを見ると、申立人の同年度の国民年金保険料合計額が記載されていることから、保険料が納付されていたものと強く推認される。

さらに、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び当時のA町の国民年

金被保険者名簿を見ると、申立期間は法定免除期間として記録されているものの、昭和43年度の国民年金保険料を還付した記録は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間当時、「生活保護法による生活扶助又はその他の援助を受けたことや障害年金を受給したことはなく、国民年金保険料の免除手続もした記憶が無い。」と主張しているところ、D県では、「生活保護の受給者名簿・台帳は永年保存書類であるが、申立人については受給期間を確認できない。」と回答している。

このほか、特殊台帳によると、申立人は、昭和50年12月19日付けで、申立期間の直後の44年6月から45年3月までの期間について、特例納付していることが確認できることから、その時点で、追納可能で特例納付の保険料よりも安い法定免除期間となっていたとする申立期間の保険料を、未納のままとしていたとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月19日から同年5月4日まで
② 昭和35年7月1日から同年12月10日まで
③ 昭和36年6月26日から37年1月6日まで
④ 昭和37年6月15日から38年1月18日まで
⑤ 昭和39年6月18日から同年7月25日まで
⑥ 昭和39年9月10日から40年1月8日まで
⑦ 昭和42年9月12日から同年11月27日まで
⑧ 昭和61年4月11日から同年5月10日まで
⑨ 昭和61年10月22日から62年1月5日まで

船員保険加入期間について照会したところ、申立期間について船員保険に加入していた事実が無い旨回答を受けた。船主が漁を切揚した時に、前年度保険料分を手形で納付していたことを覚えている。また、船員手帳もあることから、申立期間については間違いなく乗船していた。申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のA丸については、申立人が所持している船員手帳の記載内容から、申立人が当該申立期間において乗船していたことは推認することができる。

しかしながら、船員保険被保険者名簿によると、申立期間①において、船員保険被保険者資格を取得した者は確認できない。

また、申立人が同じ船主に雇われたとして名前を挙げた元船長も申立期間①において、同船の船員保険に加入していない上、既に他界しているため、証言を得ることができない。

さらに、当該事業所では、「申立期間当時の関係書類は廃棄済みであり、船員保険加入の事実を確認できない。」と回答している。

加えて、申立人は申立期間①において、給与が未払いであったと証言しているため、船員保険料等の控除について記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②、③及び④のB丸については、申立人が所持している船員手帳の記載内容から、申立人が当該申立期間において乗船していたことは推認することができる。

しかしながら、申立期間②について、船員保険被保険者名簿によると、申立人及び他の3名は昭和35年12月10日に船員保険被保険者資格を取得しており、同年7月1日に船員保険に加入している者は確認できない。

また、申立人が同じ船主に雇われたとして名前を挙げた元船長は、既に他界しており、当時の状況を確認できる証言を得ることができない。

さらに、申立期間③及び④について、船員保険被保険者名簿によると、当該期間中に船員保険被保険者資格を取得した者は確認できない。

加えて、当該事業所は昭和49年12月20日に適用事業所ではなくなっているほか、当時の船主は所在不明、元同僚は他界又は所在不明であり、申立期間③及び④において、申立人が同じ船主に雇われたとして名前を挙げた元船長も、同船の船員保険に加入していない上、既に他界しており、当時の状況を確認できる証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②、③及び④における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間⑤のC丸については、申立人が所持している船員手帳の記載内容から、申立人が当該申立期間において乗船していたことは推認することができる。

しかしながら、申立期間⑤について、船員保険被保険者名簿によると、船員保険被保険者資格を取得した者は3名確認できるが、申立人の氏名は無く、船員保険被保険者証の整理記号番号に欠番も無い。

また、申立人が同じ船主に雇われたとして名前を挙げた元船長は申立期間⑤において、同船の船員保険に加入していない上、所在不明のため、証言を得ることができない。

さらに、当該事業所は昭和59年5月31日に適用事業所ではなくなっているほか、当時の船主は所在不明、元同僚は他界又は所在不明のため、当時の状況を確認できる証言を得ることができない。

加えて、申立人は申立期間⑤において、給与が未払いであったと証言しているため、船員保険料等の控除について記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間⑤における船員保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間⑥のD丸については、申立人が所持している船員手帳の記載内容から、申立人が当該申立期間において乗船していたことは推認することができる。

しかしながら、船員保険被保険者名簿によると、申立期間⑥において、船員保険被保険者資格を取得した者は確認できない。

また、申立人が同じ船主に雇われたとして名前を挙げた元船長も申立期間⑥において、同船の船員保険に加入していない上、所在不明のため、証言を得ることができない。

さらに、当該事業所は昭和41年6月15日に適用事業所ではなくなっているほか、当時の船主は所在不明のため、当時の状況を確認できる証言を得ることができない。

加えて、申立人は申立期間⑥において、給与が未払いであったと証言しているため、船員保険料等の控除について記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間⑥における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑦のE丸については、申立人が所持している船員手帳の記載内容から、申立人が当該申立期間において乗船していたことは推認することができる。

しかしながら、申立期間⑦において、船員保険加入記録がある元同僚は、「申立人及び船員保険加入について記憶が無い。」と証言している。

また、申立期間⑦について、船員保険被保険者名簿によると、船員保険被保険者資格を取得した者は3名確認できるが、申立人の氏名は無く、船員保険被保険者証の整理記号番号に欠番も無い。

さらに、当時の船主は所在不明、当時の船長は既に他界しており、当時の状況を確認できる証言を得ることができない。

加えて、オンライン記録から、申立人は申立期間⑦について、国民年金に加入し申請免除期間となっていることが確認できる。

その上、申立人は申立期間⑦において、給与が未払いであったと証言しているため、船員保険料等の控除について記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間⑦における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 申立期間⑧のF丸については、申立人が所持している船員手帳の記載内容から、申立人が当該申立期間において乗船していたことは推認することができる。

しかしながら、申立期間⑧において、船員保険加入記録がある元船長は、「申立人及び船員保険加入について記憶が無い。」と証言している。

また、申立期間⑧について、船員保険被保険者名簿によると、申立期

間⑧において船員保険被保険者資格を取得した者は確認できない。

さらに、申立人が同じ事業主に雇われたとして名前を挙げた別の元船長は、「申立人及び船員保険加入について記憶が無い。」と証言している上、申立期間⑧において、同船の船員保険に加入していない。

加えて、当該事業所は平成 10 年 8 月 1 日に適用事業所ではなくなっている上、元事業主は、「当社は、平成 14 年 2 月 15 日に破産となり資料が一切残っていない。乗船 1 か月であれば、臨時扱いと思う。また当時の担当者も覚えていないと言っている。」と証言している。

その上、申立人は申立期間⑧において、給与が未払いであったと証言しているため、船員保険料等の控除について記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間⑧における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 7 申立期間⑨のG丸については、申立人が所持している船員手帳の記載内容から、申立人が当該申立期間において乗船していたことは推認することができる。

しかしながら、船員保険被保険者名簿によると、申立期間⑨において船員保険被保険者資格を取得した者は確認できない。

また、申立人が同じ船主に雇われたとして名前を挙げた元船長も申立期間⑨において、同船の船員保険に加入していない上、所在不明のため、証言を得ることができない。

さらに、当該事業所は昭和 62 年 12 月 2 日に適用事業所ではなくなっているほか、当時の船主は所在不明のため、当時の状況を確認できる証言を得ることができない。

加えて、申立人は申立期間⑨において、給与が未払いであったと証言しているため、船員保険料等の控除について記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間⑨における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 8 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間について被保険者として記録されていない旨回答を受けた。
私は、昭和 38 年 6 月 1 日に A 社 B 支社に正社員として就職し、同支社 C 支部で D 町（現在は、E 市）を担当する営業職員として営業をしていた。途中で転職や退職をすることもなく、40 年 7 月まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 支社が保管している登録カードにより、申立人が、申立期間を含む昭和 38 年 2 月 20 日から 40 年 8 月 5 日までの期間において、A 社 B 支社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所が保管している厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格は、昭和 38 年 6 月 1 日に資格取得、39 年 8 月 1 日に資格喪失、40 年 4 月 1 日に資格取得、同年 8 月 1 日に資格喪失となっていることが確認でき、これらの被保険者記録はオンライン記録と一致している。

また、当該事業所の社会保険等の事務を引き継いでいる A 社本社の担当者は、「継続して勤務しているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間に数か月の喪失期間がある理由として、営業成績に応じて被保険者資格を得喪させる規定があった。」と供述していることから、当該事業所では、継続して勤務していても、厚生年金保険被保険者資格を喪失させる取扱いがあったものとみられる。

さらに、A社B支社の担当者は、「現在でも社会保険に加入させていない営業職員がいることから、当時、厚生年金保険に加入させていなかったことも考えられる。また、給与関係書類は7年保存となっており、現在は保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については確認することができない。

加えて、申立人が名前を挙げた元上司及び元同僚は、既に他界しており、当時の状況を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

青森厚生年金 事案 376 (事案 256 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 1 日から 41 年 3 月 31 日まで

A社には、昭和 39 年 10 月から 41 年 3 月ころまで勤務した記憶があるが、社会保険事務所(当時)から厚生年金保険に加入していた事実が無い旨回答を受けた。

昭和 39 年 12 月 29 日か 30 日ころに事業所が引越したことを記憶していることや、社員旅行の際に撮影した写真があることから、申立期間については、確かに継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が当該事業所に勤務していたことを推認することはできるものの、当該事業所の元事業主は、「人事記録等の関連資料は保管していない。厚生年金保険の事務の取扱い及び申立人に関する記憶も無い。」と回答していること、元同僚二人は、「申立人は知っているものの、入社日や退職日は分からない。厚生年金保険の取扱いについても分からない。」と証言していること、及び社会保険事務所が管理する当該事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、資格喪失届の受理番号が記入されている上、昭和 40 年 5 月の標準報酬等級表の改訂後の定時決定の標準報酬月額の記事が無いことから、当該記録に不自然さやうかがえなかったことなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、当委員会の決定に基づく平成 21 年 8 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が既に行われている。

申立人は、今回の再申立てに際し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示すものとして、新たに当該事業所が昭和 39 年 12 月に引っ越したことを記憶している旨述べた上、社内旅行で事業主、元同僚及び申立人が写っている写真を提出しているが、当該元同僚のうち連絡が取れた一人は、申立人のことを覚えておらず、写真が撮られた時期も分からないことから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間について特定することはできず、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 21 日から 30 年 1 月まで(日付不詳)
社会保険事務所(当時)に亡き夫の船員保険被保険者記録を照会したところ、申立期間について被保険者として記録されていない旨回答を受けた。

申立期間当時、亡き夫は某氏所有の漁船で機関士の見習い等の仕事をしていた。また、元乗組員の妻が、亡き夫と元乗組員と一緒に働いていたことの手紙を提出してくれたので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「亡き夫は申立期間当時、某氏所有の漁船で機関士の見習い等の仕事をしていました。」と主張しているものの、申立期間当時の船主は既に他界しており、申立人の勤務実態や船員保険料の控除等について関連資料及び証言を得ることはできない上、申立人と共に申立期間当時に乗船していた6人の元乗組員は既に他界又は所在不明であり、証言を得ることはできなかった。

また、申立人と乗船していたとする元乗組員の妻は、「私の亡き夫と申立人が一緒に船に乗り、当時のA村(現在は、B町)に共に帰ってきた。」と証言しているものの、当該妻は、申立期間において元乗組員が乗船していたとする船主及び船名の記憶も無く、申立人についてもよく覚えていな

いとも証言している。

さらに、船員保険被保険者名簿によると、申立人及び他の乗組員の資格喪失日欄には、昭和 29 年 3 月 21 日、(29. 10. 7) 休航と記載されており、年金事務所に照会したところ、「(29. 10. 7) は、船主が資格喪失届を提出した日で、「休航」は資格喪失の理由条項と考えられる。」としていることから、休航を理由とした資格喪失届が何らかの事情により遅れて 29 年 10 月 7 日に提出されたことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。